

富士山地区有害鳥獣捕獲委託事業（R6 当初翌債） 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（関東森林管理局版）」（以下共通仕様書とする）を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国として令和10年までにシカ個体数を半減することを目標に掲げている。

国有林におけるシカ被害については、造林木への剥皮による枯損や、植栽木の食害による更新不全など、森林施業に支障をきたしているほか、下層植生の消失などは、生物の多様性や国土保全上の重大な問題となっている。

このため、当地区の国有林において、シカ捕獲を効率的に実施し、適正密度に導いていくことにより、森林の多面的機能が持続的に発揮される健全な森林の維持保全を推進するとともに、森林・林業へのシカ被害を軽減させ、林業の成長産業化に資する造林費用の低コスト化にも寄与することを目的とする。

2 事業区域

静岡県富士宮市上井出 富士山国有林1い1林小班外 7,207ha（別紙位置図参照）

3 捕獲対象鳥獣及び捕獲目標頭数

シカ 335頭（銃猟300頭、わな猟35頭）

なお、目標頭数に到達した場合でも、作業日数が終了するまで引き続き捕獲を行うこと。

4 事業内容

（1）計画準備（事業計画書及び実行委員会）

ア 事業計画書の作成

共通仕様書 1.10 の事業計画については、監督職員と打合せを行うとともに、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係機関等と調整を行い作成し、委託者の承認を得ること。

イ 実行委員会

受託者は、事業目的を効率的かつ効果的に達成するために、有識者等を構成員とする実行委員会を組織して開催すること。

実行委員会の構成は、技術的な指導・助言を得る観点から有識者2名程度（静岡県の研究機関、森林総合研究所等）及びその他必要な者を構成員とし、委託者と協議のうえ決定すること。なお、前年度の実行委員会の有識者及び構成員は別紙のとおりである。

実行委員会の開催は、初回のほか、事業実行期間中に2回以上、合計3回以上開催することとし、必要に応じて現地での検討を実施することとする。また、開催の時期は、初回を捕獲作業開始前とするが、事情止むを得ない場合は、委託者の承認のうえ捕獲作業開始後のできるだけ早い時期とし、2回目以降は、期間中の中間段階、捕獲作業の終了後の事業成果と取りまとめの時期、その他必要に応じて開催するものとする。

受託者は、実行委員会の開催にあたり、事業計画書のほか、本事業で収集したデータ・資料等を都度整理のうえ、実行委員会の開催までに資料等を有識者及び構成員に提供し

ておき、実行委員会を円滑に進めるようにすること。

実行委員会からの技術的な指導・助言等については、これを事業に反映させることとし、事業計画の変更を伴う場合は、遅滞なく事業計画変更申請書を提出し、委託者の承認を得ることとする。

実行委員会の終了後は、その内容及び指導・助言等の概要を速やかに作成して、監督職員へ提出すること。なお、実行委員会の記録を行う場合は、筆記メモの他に音声データの記録のみとする。

(2) 捕獲方法

I 銃猟（忍び猟）

ア 実施期間及び作業日数

契約締結の翌日から令和8年1月31日の間において100回、捕獲作業を実施する。

イ 捕獲実施時間

事業計画書に捕獲実施時間について明記をすること。日の出から日の入りまでの間で、捕獲実施時期に国有林内で事業を行う事業関係者及び監督職員等と調整を行い、安全を確保したうえで捕獲を実施すること。

ウ 実施箇所

別紙図面に示す事業区域において実施すること。

エ 捕獲・誘引方法

シカの捕獲は、猟犬を使わず、誘引による方法を原則とし、射程圏内に出現したシカ3頭以下の群れのみをライフル銃により捕獲すること。使用するライフル銃の口径は6.0～6.5mmとする。

誘引は、給餌（ヘイキューブ等）あるいはコールにより実施する。給餌箇所は5箇所以上、給餌回数（日数）は捕獲開始前1週間を含む合計107回以上、1箇所あたりの誘引餌の使用量は、1.5kgを目安とする。また、誘引作業を実施した場合は、誘引作業日報（様式仕1）に記載すること。

送信機能付きセンサーカメラ及びトレイルカメラ等（以下「センサーカメラ等」という。）の情報を活用し、効果的な捕獲を行うこと。

◇効率的・効果的な捕獲及びシカの警戒心を亢進させることなく継続的な捕獲を行うためには、群れの全頭を同時に捕獲することが重要なことから、3頭以下の群れのみを捕獲対象とすることを厳守。

◇特定の箇所において、連続して集中的に捕獲することを厳禁とし、実施日及び捕獲箇所の分散化を図ること。

◇また、3頭以下の群れの構成に応じて狙撃順序を適確に判断し、全頭を同時に捕獲できるように、連続して頭頸部を狙撃する技術を有する者が狙撃者となること。

オ 捕獲個体の処理

- ① 捕獲した個体の運搬にあたっては、捕獲個体に覆いを被せ、車両の荷台に積み込む等の方法により、一般者等への配慮をしたうえで行うこととする。捕獲個体処理は、別図に示す2箇所の減容化処理容器への投入及び集合理設予定箇所への埋設とする。減容化処理容器への投入時には、捕獲個体の発酵・減容化を促進するために、「発酵補助剤（ぼかし肥料）」を同時に投入すること。発酵補助剤の投入量は、投入毎（おおむね2～3頭程度を目安）に200g程度とし、2箇所で75回の発酵補助剤の投入を想定する。なお、減容化処理容器の使用にあたっては、危険防止等のた

め、その都度確実に蓋をして確実に施錠を行うこと。

集合理設の埋設穴を設置する場合、掘削作業は保安林協議等の手続きが必要であり、協議終了まで時間を要することから、速やかに監督職員と協議のうえ場所の決定をすること。なお、掘削作業は協議等が完了した後に行うこととし、監督職員の確認を受けること。

集合理設の埋設穴は、他の動物の誘引防止に配慮して設置することとし、概ね2m程度の深さとすること。ツキノワグマが出没するおそれがあるため、容易に持ち上げることができないような蓋を設置することとし、埋設穴の周囲に電気柵を設置する。また、入林者等へ電気柵の存在を周知する注意看板を設置して注意喚起をすること。なお、電気柵を本事業の委託費で購入した場合は、事業完了後に委託者の帰属とする。

集合理設の埋設穴は、捕獲作業が完了した後に埋戻しを行うこととし、監督職員の確認を受けること。

- ② 受託者が当該事業における捕獲個体のジビエ利用を計画する場合は、別紙様式仕4により委託者に届け出るものとし、処理結果を別紙様式仕5により整理し、委託事業実績報告書とともに提出すること。

なお、共通仕様書 3.1.6 (4) に基づき対価の接受は認めないものとするが、受託者が自費により加工施設等に運搬する場合に加工施設事業者等から運搬費相当額を受け取る場合はこの限りではない。

カ 捕獲実施体制

・シカ捕獲について

1 回当たりの捕獲体制は、以下を基本として実施する。

- ① 給餌・見回りは、2名体制の1班とする。
- ② 狙撃は、1班あたり射手1名を含む2名体制の2班とする。
- ③ 個体処理は、2名体制の1班とする。

キ 林道の移動距離等

カに示す捕獲体制における1回当たりの車両による林道移動距離見込み等はおりのとおり設定する。

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| ① 給餌・見回り車両 | 60km (林道総移動距離) | 107 回実施 |
| ② 銃猟 (忍び猟) 時間 | 8 時間 | 100 回実施 |
| ③ 個体処理回数 | | 100 回実施 |

ク 捕獲に係る林道等の整備

捕獲に係る林道等の整備は委託者と協議して行う。

ケ 捕獲作業等の記録及び提出

共通仕様書 2.4.2 (1) ~ (6) のとおり。ただし以下の基準等によることとする。業務日誌 (日報) 等の提出については、月ごとに整理して翌月 5 日までに報告すること。

共通仕様書 2.4.2 (2) について、捕獲個体の写真撮影基準は以下のとおりとする。捕獲個体は足を手前、頭が右向きになるようにおき、胴体に「山」、捕獲日と捕獲番号を油性黄スプレーでマーキングし、必要事項 (捕獲事業体名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、捕獲方法、事業名) を明記した看板を添えて撮影すること。

共通仕様書 2.4.2 (3) について、証拠物 (「尾」又は「尾」以外の部分) の監督職員への提出については、捕獲時において証拠物を油性黄色スプレーで着色しておき、その数が分かるように撮影のうえ、監督職員の求めに応じて行うこと。監督職員は、

証拠物の確認後に適切な方法により処分をする。

共通仕様書 2.4.2 (5) について、回収した個体は、検体作業（体長、体重、年齢、雄雌別等）を行い、別紙の捕獲個体記録票（様式仕 3）に記入し報告すること。なお、捕獲場所については、ハンディ GPS 機器等による緯度経度、もしくはスマートフォンなどの地図アプリによる位置画像等を参考に記録すること。

共通仕様書 2.4.2 (6) について、作成する別紙様式 2 「捕獲個体整理表」については、エクセル等で作成をして電子データで提出をすること。

コ 安全確保の体制

① 関係機関・団体等への文書による周知

有害捕獲作業中における一般者の立入を禁止する旨の文書を関係機関・団体等に通知し、周知すること。また、遊歩道を管理する静岡県等にも周知し、HP 掲載を依頼すること。

② 林道ゲート前の立ち入り禁止看板及びロープ等の設置等

林道ゲートは必ず施錠し、捕獲を実施する林道の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板を設置し、捕獲作業実施中の入林者の立ち入りを禁止すること。

また、富士山スカイライン及び広域基幹林道富士山麓線に近い林道のゲート付近については、ロープ等を設置しオフロードバイク等の規制を強化すること。

ボランティア団体の活動施設、レジャー施設及び別荘地等の一般者の活動する場所が近い区域付近について実施する場合は、実施前に、実施の時間、狙撃位置や狙撃方向を制限することなどを内容とする適切な安全確保計画を立て、実行委員会及び監督職員の了承を得たうえで実施すること。

③ その他関係機関への説明等

関係行政機関（静岡県・関係市等）に対し、説明を行い、必要な手続きを実施すること。

なお、有害鳥獣捕獲申請については、委託者において関係市に対し手続きを行う。

④ 腕章の着用等

捕獲実施時には、関係市から交付された従事者証を携行し、所定の腕章を装着するとともに、事業実行中であることがわかるように同一のベスト等を着用の上実施すること。

⑤ 当日の安全管理体制

事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう明文化して実施すること。

センサーカメラ等の情報を有効活用し、安全な捕獲に努めること。

⑥ その他

その他、実施にあたり必要な安全対策を講じるものとする。

II わな猟（くくりわな）

ア 実施期間及び作業日数

契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 31 日の間において 14 日間、捕獲作業を実施する。

イ 捕獲実施時間

事業計画書に捕獲実施時間について明記をすること。止め差しについては日の出から日の入りまでとするが、捕獲実施時期に国有林内で事業を行う事業関係者及び監督職員等と調整を行い、安全を確保したうえで捕獲を実施すること。

ウ 実施箇所

別紙図面に示す事業区域において、有効と思われる箇所で実施すること。

エ 捕獲・誘引方法

シカを捕獲しやすい箇所を選定し、25基以上くくりわなを設置する。くくりわなについては、委託者から貸与する罾（25基）を使用する。ただし、受託者が自らの負担によりくくりわなを準備する場合、静岡県で定めた規格に適合し、貸与予定の罾と同等かそれ以上の効果が見込める場合は、監督職員の確認のうえ、貸与する罾に替えるか、もしくは追加して使用することができる。止めさしについては、安全を考慮して適正に実施することとする。

なお、誘引のための給餌回数（日数）は、くくりわな（25基）を設置する7日前を含む21回以上、1箇所あたりの誘引餌の使用量は、1.5kgを目安とする。また、誘引作業を実施した場合は、誘引作業日報（様式仕1）に記載すること。

センサーカメラ等の情報を有効活用し、効果的な捕獲に努めること。

貸与品

品名	規格	数量
くくりわな	・横バネガイド式	25基

オ 捕獲個体の処理

4(2)Iオに準ずる。

カ 捕獲実施体制

1回当たりの捕獲体制は、以下を基本として実施する。

- ① 給餌・見回りは、2名体制の1班とし、わな設置中は毎日見回りを行うこと。
- ② くくりわなは、25基以上を14日間以上設置することとする。
- ③ 個体処理は、2名体制の1班とする。

キ 林道の移動距離等

カに示す捕獲体制における1回当たりの車両による林道移動距離等は次のとおり設定する。

- | | | |
|------------|----------------|--------|
| ① 給餌・見回り車両 | 180km（林道総移動距離） | 21回実施 |
| ② 個体処理 | 止めさし器具の指定なし | 35頭分実施 |

ク 捕獲に係る林道等の整備

4(2)Iクに準ずる。

ケ 捕獲作業の記録

4(2)Iケに準ずる。

コ 安全確保の体制

4(2)Iコに準ずる。

サ 錯誤捕獲について

共通仕様書 2.10 により実施することとし、事業計画書に計画内容を明記すること。ただし、共通仕様書に記載されていない部分については協議することとする。

(3) 生息状況調査

事業区域におけるシカの生息状況を把握するため、カメラトラップ法（センサーカメラ等を用いて一定期間シカを撮影する。）による調査を実施すること。

ア カメラトラップ法による具体的な調査方法については、次のとおりとする。

- ① センサーカメラ等は、82台以上を使用することとし、委託者から82台を貸与する。また、simカード(3GB)33台分はレンタルとし、通信費は受託者で支払うものとする。なお、事業実行中におけるセンサーカメラ等の故障、盗難等の際は、委託者と協議のうえ、不足分の用意をすること。

【貸与物品一覧】

品 名	規 格	数 量
センサーカメラ	・センサーカメラ (Acorn 5210外) ・センサーカメラ用防犯ケース (TREL10J用外) ・センサーカメラ用防犯ワイヤー	47台 32セット
	・センサーsimカメラ (LT4G) ・センサーカメラ用防犯ケース (LT4G用) ・センサーカメラ用防犯ワイヤー	35台 35セット
記録メディア	・SDHCカード32GB、Class10	82枚

- ② センサーカメラ等は10ヶ月以上設置すること。設置位置については、ハンディGPS機器等を用いて緯度・経度、撮影方向、図面に設置位置等を記録するとともに、盗難防止対策を講じること。
- ③ センサーカメラ等の設置位置については、人穴東地区に30箇所程度定点での観測箇所がある他、減容化処理容器及び集埋設穴付近についても設置をし、その他の設置箇所については監督員と協議して設置することとする。また、必要に応じて、通信状況や天候の影響等による設置箇所の移動等について検討すること。なお、センサーカメラの位置情報については、GIS上で表示ができる方式により、設置後に監督職員へ電子データで提出すること。
- ④ センサーカメラ等の設定については以下のとおりとする。
- ・24時間稼働させる。
 - ・センサーカメラ、センサーsimカメラとも静止画＋動画の設定とする。
 - ・静止画＋動画の設定ができない機種は、静止画のみとする。
 - ・静止画像及び動画10秒とし、インターバルは0秒とする。
 - ・センサーの反応感度については、「Normal」とする。
 - ・カメラの設置・交換時は日時設定などで不具合が生じたときのために、「設置日時等の記録」を別でしておくこと。
- ⑤ 撮影画像について、撮影されたシカの頭数、性別、成熟度、撮影日、時間等を毎月整理することとし、シカ以外の野生哺乳類についても可能な限り同定を行い、様式仕6「ニホンジカ等撮影状況一覧」に取りまとめること。なお、取りまとめについてはエクセル等により行い、提出の際はそのエクセル等の電子データを提出すること。
- ⑥ センサーカメラ等のデータは、回収・整理を行い、実行検討委員会の構成員及び監督職員から情報提供の要請があった場合は、速やかに提供すること。共通仕様書5.1.4のとおり設置期間終了後、全期間にわたる撮影データの解析を行うこと。
- ⑦ センサーカメラ等のデータを最大限に活用するため、月に1回以上は、データを回収することとし、撮影画像は、速やかに解析・整理し、受託者、委託者と毎月情報共有を図り、実行委員会における有識者からの意見等を踏まえ、シカの移動

状況、捕獲位置の決定など捕獲効率を高めるようにすること。

撮影画像の解析による、カメラごとのシカの相対的な密度指数の月別の変化について、以下の2通りの値を算出し、それぞれ整理すること。

指数1：撮影回数/カメラ稼働日数 × 100日

指数2：撮影頭数/カメラ稼働日数 × 100日

- ⑧ 送信機能付きセンサーカメラ(LT4G)で撮影された画像の送信先は、受託者の他、監督職員の指定するメールアドレスにも同時に送信すること。
- ⑨ simカードのレンタル予定期間は、4月から1月までの10ヶ月とする。なお、センサーsimカメラについては35台貸与するが、simカードのレンタルについては33枚分とし、2台分については通常のセンサーカメラとして設置をして使用する。

(4) 報告書の作成

4(1)の事業計画書及び実行委員会の経過、(2)から(3)の捕獲・調査に係る一連の作業の実施結果、記録・写真、考察等について報告書を作成すること。

また、報告書の中に獲頭効率(捕獲頭数/射手のべ人数)及び(捕獲頭数/使用銃弾総数)についても記載すること。

5 事業の履行期限

令和8年3月19日

6 成果物

(1) 提出物

紙媒体：報告書15部(A4サイズ、カラー) ※センサーカメラ画像は抽出による

電子媒体：①報告書等の電子データを収納した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)15枚

②センサーカメラ82箇所撮影した静止画・動画のデータ全て

(SSD)1台

(2) 成果物に関する留意事項

成果物の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成21年2月13日閣議決定)に適合した製品を使用すること。

(3) 提出期限

報告書の提出期限は、契約満了の日までとし、委託者へ納入すること。

7 その他

(1) 一般的事項

受託者は、共通仕様書1.16(1)～(8)に記載されている関係法令及び条例のほか、「電波法」(昭和25年法律第131号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第19条の4(生活環境の保全上支障が生じた場合の)措置命令を遵守すること。

(2) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

共通仕様書1.8(1)に基づき、受託者は、別添「委託事業における人件費の生産等の

適正化について」により、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類（給与支払明細等）については、検査の際に提示しなければならない。

(3) CSF（豚熱）について

CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、静岡県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

(4) 事業の実施について

受託者は、本事業の目的を理解するとともに、一般者等の安全確保を最優先とし、委託者が実施している森林整備事業等や事業者が行う工事、ボランティア団体の活動等の状況を踏まえ、捕獲場所、捕獲方法等について協議し事業を進めること。

特に夏季期間（おおむね7月中旬から9月中旬）については、ハイカーやキャンプ等に訪れる人が多くなり、国有林内の遊歩道等の利用も多くなることから、必要に応じて捕獲作業を一時見合わせるか、もしくは実施場所について、遊歩道・キャンプ場等から離れた箇所で行うこと等とするかについて、委託者と協議して決定する。